解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十一月六日和歌山県知事の承認により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

和歌山県東牟婁郡串本町田原五五一番地

財団法人田原郷土財団

代表清算人　湯口　修

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

大阪府高槻市奈佐原二丁目九番三―一〇三号

特定非営利活動法人ふぅんず

清算人　藤林　昌人

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年十一月四日沖縄県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

沖縄県糸満市字糸満二〇七五番地

清算法人糸満市大里南土地改良区

代表清算人　波平　一男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年十一月十六日土地区画整理法第四十五条第二項の規定により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県さいたま市緑区中尾八二二―三シャルム中尾Ⅰ―B

さいたま市中尾不動谷・駒前土地区画整理組合

代表清算人　齋藤　忠治

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

東京都港区西麻布一丁目二番一二―E一〇一

特定非営利活動法人沿岸水質研究所

清算人　安岡　彰一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月十二日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

静岡県浜松市天竜区春野町豊岡二一三〇番地

宗教法人戒光院

清算人　渥美　義久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月二十六日開催の理事会の決議により、平成二十二年十月二十三日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋九〇二番地

財団法人市屋保郷会

代表清算人　道尻　久志

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十二年八月二十日開催の理事会の決議により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

高知市鷹匠町二丁目一番四三号

高知市土地開発公社

代表清算人　西森　孝

配当公告

福島県会津若松市町北町大字始字北台八八番地の一

破産者　市橋漆工芸有限会社

右の者に対する福島地方裁判所会津若松支部平成二十年（フ）第八三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金三六八、〇七二、五二三円

優先債権　金一二、〇三六、九二〇円

一、配当することができる金額

一般債権　金二六、四〇一、三八七円

優先債権　金一二、〇三六、九二〇円

平成二十二年十二月十四日

福島県会津若松市宝町五番五〇号

破産管財人　福西　宜孝

配当公告

名古屋市名東区新宿一丁目一二二番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市名東区梅森坂一丁目一一七七番地

破産者　株式会社花もめん

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第一六三八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金四七二、六一七、五二一円

一、配当することのできる金額

金六八、一六六、二五六円

平成二十二年十二月十四日

名古屋市中区錦三丁目八番七号こまビル二B

破産管財人　池田　桂子

配当公告

鳥取市叶四三〇番地二

破産者　藤原建設株式会社

右の者に対する鳥取地方裁判所平成十五年(フ)第四二九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二四四、四一五、七六九円

一、配当することのできる金額

金一四、九〇九、七一一円

平成二十二年十二月十四日

鳥取県米子市加茂町二丁目一一二番地　リツリンビル三階　破産管財人　杉山　尊生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県秋田市外旭川字家ノ前五一四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　中村　敏雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

秋田県秋田市八橋南二丁目一〇番一六号、秋田県農協ビル六階

相続財産管理人　弁護士　加賀　勝己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市上川上一〇二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　今村　和行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

埼玉県熊谷市宮町一丁目六三番地

相続財産管理人　弁護士　小鮒　成忠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県橋本市高野口町伏原三八五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　嶋村　敏行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

和歌山県橋本市東家一丁目一番四号秋山ビル一階　相続財産管理人　大宮　一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡土庄町豊島家浦二五七番地、最後の住所岡山市中区円山四八番地一二　被相続人　亡　山口　静子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月十四日

岡山市北区北長瀬本町一〇番二五―一〇号

相続財産管理人　難波　浩一